

# 大衡村無線放送受信機貸与申請書

令和 年 月 日

大 衡 村 長 殿

住 所 大衡村

行 政 区

ふりがな

氏 名

印

電話番号

大衡村無線放送受信機の設置を願いたく、下記条件を承認の上、使用事項を遵守し貸与の申請をします。

## 記

### 1 大衡村無線放送受信機(以下「受信機」という。)設置条件

- (1) 受信機の設置費用は無料です。
- (2) 受信機を亡失又は損傷させた場合は、状況によりこれに相当する価格の範囲内において補償していただきます。
- (3) 受信機の使用及び維持管理に要する費用は使用者で負担して下さい。
- (4) 転出又は転居の場合、受信機は必ず役場企画財政課まで返納して下さい。
- (5) 受信機は原則として一世帯1台です。
- (6) 借家(村営住宅を除く)での設置の場合は、家主の承諾を受けて下さい。

### 2 受信機使用事項

- (1) 受信機は常に良好な状態で維持管理すること。
- (2) 受信機に特別な設備をしたり、変更をしたりしないこと。
- (3) 乾電池は年1回必ず取り替えること。
- (4) 使用者は、その権利を譲渡したり、転貸したり又は担保に供してはならない。
- (5) 受信機に異常(故障)を認めたときは、役場企画財政課に連絡すること。

※ 裏面に、受信機設置見取図を記入して下さい。

## 受信機設置見取図

自宅所在の見取図	受信機室内設置箇所
(道路や目立つ目標等記入)	(各部屋区分図記入)

※ 家主の承諾(借家の場合)

家 主 住 所

ふりがな  
氏 名

印

電話番号